

令和2年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第15号	議案名	琴浦町印鑑条例の一部改正について			
目的	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、所要の改正を行うもの。</p>					
内容	<p>1 概要</p> <p>成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>印鑑登録の資格がない者を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者(15歳未満の者を除く。)」に改める等の所要の改正を行う。</p> <p>3 事務運用</p> <p>成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は、当該成年被後見人本人が窓口に来庁し、かつ、法定代理人が同行している場合に限り申請を受け付ける。</p>					
補足事項	<p>施行日 公布の日</p>					